

平安期の史料にみられる「御遊」の概念

The concept of “gyoyu” in historical records of the Heian Period

文学研究科人文学専攻博士後期課程在学

渡 辺 あゆみ

Ayumi Watanabe

はじめに

I. 平安期の史料にみられる言葉としての「御遊」の概念

II. 平安中期における儀式としての御遊

III. 院政期における御遊の様相

おわりに

はじめに

日本の宮廷音楽は、奈良時代に中国や朝鮮半島から輸入された外来音楽を中心に成立した。奈良時代、さまざまな音楽・楽器が国内に輸入されるが、それらは平安時代初期における種々の改革を通して次第に体系化され、儀礼化・権威化の道を辿ることになる¹。宮廷音楽の体系化は常に政権の中核で行われ、その過程で政治的な影響を強く受けていたにも拘わらず、政治史的な観点から宮廷音楽を考察した研究は数える程しかない。数少ない宮廷音楽に関する歴史学的研究の中で、比較的進んでいるのは中世の雅楽に関する研究であり、特定の家や個人と雅楽との関係が政治史的観点から解明されている²。

日本の中世音楽に関わる研究は、音楽学や国文学といった隣接諸学からの研究が中心で、歴史学の観点からなされることは少なかったとの豊永聡美氏の指摘があるが³、それは中世に限らず古代においてもまた同様であるといえる。政治史において古代から中世への転換期として捉えられている院政期は、雅楽においてもまた重要な転換期として認識されているが、院政期の宮廷音楽に関する研究は、中世の音楽を解明する前段階としての考察にとどまっており、具体的な政治状況に即した分析に欠けているのが現状である。古代・中世における宮廷音楽の本質を探るためには、平安初期に日本化された雅楽が教養の域を超え、家業の一つとして展開していく重要な転換期である院政期に焦点を絞り、音楽がどのように政治的影響を受けていたのかをより詳細に検討する必要がある⁴。

音楽と政治の関係を探る上で、現在最も注目されているのが御遊であろう。順徳天皇の著した『禁秘抄』⁵では、「一 諸芸能事」において天皇の学ぶべき芸能について、「第一御学問也」と記した上で

第二に管絃を挙げている。帝王学の一つとして、また貴族の教養の一つとして、管絃の習得は宮廷社会で生きる人々にとって重要な課題であった。しかし殿上人が公的に管絃を披露する機会は限られており、その数少ない場の一つが御遊である。ゆえに、殿上人の音楽活動を探る上で、御遊の実態の解明は欠かせない作業となるのである。雅楽は、輸入された当初は皇族や撰閣家の遊びとして受け入れられたが、10世紀を画期として演奏者や楽器構成、曲目編成が固定され、儀礼化したと荻美津夫氏は述べている⁶。石原比伊呂氏はこのことを、『醍醐天皇日記』ならびに『村上天皇日記』の記事を挙げて確認し、娯楽として臨時的・即興的な性格を持っていた御遊が、11世紀に入ると儀式の一部として公的なものとなったと指摘している⁷。

御遊が政治的影響を受けていく過程、つまり御遊の変遷を考察する前提として、そもそも御遊という形態がいつごろ成立したかという点を明確にすべきであるが、この点については解釈が分かれている。それは、御遊の萌芽は淳和・仁明朝あたりに見られる⁸が、「御遊」という表現が使われるようになったのはそれよりも後になってからであることによる。音楽に堪能な堂上貴族による殿上での演奏を御遊とするのであれば、その成立は仁明・文徳朝に遡ることができるが、その段階ではまだ「糸竹の宴」「琴歌神宴」などの呼称が使われており、演奏形態も定まっていない。豊永氏は、御遊を公的な楽会と理解する立場から醍醐朝を御遊の確立期としている⁹。種々の宮廷音楽の中で、どのような形態・性格の音楽行事を御遊と表現すべきであるのか、改めて検討する必要がある。

後世、御遊と称される公的な儀式が、院政期において急速に成熟していったことは論を俟たないが、当時の人々の「御遊」に対する意識はどのようなものであったのだろうか。御遊の性格を論じた諸論稿において、院政期の御遊に考察が及んだ際、「御遊」は公的な儀式を指す言葉として定着していたことが前提となっている。しかしその一方で、記録類において「御遊」と表現された記事すべてを同列に扱ったときに生じる、「御遊」という言葉の定義の曖昧さは放置されてきているのが現状である。院政期における御遊というものの概念を明確にしない限り、当時の御遊の実態を正確に把握することはできない。したがって本稿では、御遊の実態を分析する前段階として、院政期における御遊の定義が曖昧になってしまう原因を突き詰めることを目的として論を進めていくことにする。

ここで、本稿で使用する史料について一言付しておきたい。古代・中世の宮廷音楽に関する研究は、音楽史学や国文学の分野における研究が基礎となっており、そこに近年ようやく史学的見地が導入されたばかりである。そのため、政治史的観点から考察された論稿であっても、主な史料は説話集や楽書など後世の編纂物であり、日記などの同時代史料は傍証史料としての位置づけしか与えられていない。その原因として、音楽に関する情報は説話集や楽書からはある程度まとまった形で得ることができるが、日記の記事からは断片的にしか得られないという点が挙げられる。全体像を把握するには編纂物を用いる方が遥かに効率的であるが、説話集や楽書を、その性格や信憑性などを十分に考慮せずに全て同列に扱っている限り、その時代の宮廷音楽の正確な姿を捉えることはできない。そこで本稿では、できる限り編纂物の使用を避け、同時代史料である日記類を基本史料として院政期の宮廷音楽

を考察することにする。そうすることで、後世の見解を排除し、音楽に対する当該期特有の感覚を抽出することができると思われる。

なお、本稿では、史料上において「御遊」と表現された行事の中で、中世以降において定義化された儀式である御遊とは性格が異なると思われるものに全て「」を付すことにする。

I. 平安期の史料にみられる言葉としての「御遊」の概念

荻美津氏は「御遊」という言葉の史料上の初見が『西宮記』巻第一、節会条の延喜八年「於本殿有御遊」という記事であることからその成立時期を醍醐朝としていた¹⁰。さらに近年、『西宮記』同条に引かれている『醍醐天皇御記』の「左大臣語云、前代元日、侍従給酒後、有管絃事、勘日記、承和三年十一月、貞観三年有此事」という記事から、御遊を仁明朝にまで遡らせることも可能であるとしている¹¹。しかし、荻氏の根拠とする『西宮記』に引用された『醍醐天皇御記』には、「御遊」ではなく「管絃」と表記されていることから、仁明朝においてそれが御遊という一つの行事として見なされていたとは断言できない。一方、豊永聡美氏は「御遊は単なる管絃の遊びではなく、公的な楽会と理解する立場から醍醐朝が確立期にあたると考える」と述べている¹²。御遊の成立時期または確立期は何故明確に定まらないのであろうか。それは、その前提となる御遊の定義付けに問題があるからである。

御遊の定義に関して、御遊に関する最も古い論稿である「御遊の成立とその文化史的意義」の中で家永三郎氏は、「御遊とは平安朝の宮廷内の遊宴に際し、主上以下列座の王卿侍臣が管絃を合奏し唱歌を添え、以て興をたすけることを云ふ」としている¹³。荻氏は「御遊はさまざまな儀式のさいに行われた。今それを示すと、朝覲行幸・算賀・御産・御元服・御著袴・御会始・臨時行幸などである。御遊とは一般的には、雅楽の管弦と催馬楽などの歌物を奏したのであり、『御遊抄』に「有歌管御遊」とあり、「舞四番、無御遊」などとあるように、殿上人による舞楽は含まれなかったものと推察される¹⁴」とし、磯水絵氏は「御遊というのは宮廷で行われる三席（詩・歌・楽）の御会の一で、横笛・笙・篳篥の三管と琵琶・箏・和琴の三弦及び笏拍子で左方の楽を奏し、催馬楽・朗詠・今様・風俗などの歌謡を詠唱する音楽会である。演奏者には公卿・殿上人のほか、時に天皇・院・皇族方が加わったが、通常地下楽人は参加せず、演奏者が不足したときに召人として奉仕したという。後述する『御遊抄』によれば、御遊は清暑堂御神楽・内宴・中殿御会・朝覲行幸・御賀・御産・御元服・御着袴・御書始・御会始・臨時御会・臨時行幸・立后・任大臣・臨時客等の折の饗宴に付随して行われたものである」¹⁵と述べている。

これらは全て『御遊抄』¹⁶の内容を基にした定義付けであり、『御遊抄』が編纂された室町期の御遊の概念を示してはいても、それ以前の御遊の概念がこれに当てはまるとは限らない¹⁷。『御遊抄』に抄出された行事であっても、院政期以前の史料の中には「管絃」「糸竹」などしか記されていないことが多々みられるからである。御遊という概念は時代によって変遷していると考えられるべきであり、したがって院政期以前の御遊に関しては定義を改めて検討する必要がある。

「管絃」「糸竹」という言葉は、「御遊」の同義語として使用されていたのであろうか、それとも、それぞれ別個の意味を有していたのであろうか。「御遊」という言葉が史料上に頻出するのは10世紀以降である。そこで、平安期中期から院政期にかけての貴族の日記に抛りながら、「御遊」「管絃」「糸竹」といった言葉がどのような概念をもっていたかを検討する。

宮中で行われた音楽に関する記録はさまざまな日記に見られるが、なかでも『小右記』¹⁸と『中右記』¹⁹が量的に充実しており、平安時代中期と院政期の二つの時代の比較に役立つであろう。両記録とも有職故実家の日記であることも比較に適している。この二つの記録のほか、それぞれの時代に重なる撰関家の記録として、『御堂関白記』²⁰と『後二条師通記』²¹『殿暦』²²があり、これらとも比較していくことで宮廷音楽の重層的な分析が可能となるであろう。

まずは、音楽関連の記事の多寡と、使用されている表記に注目すると次のことがいえる。撰関家の記録に比べ、『小右記』と『中右記』の方が量的に充実しており、共に「糸竹」という表記が一番少ない。特に『中右記』は「糸竹」という表記が極端に少なく「御遊」という表記が最も多い。『小右記』『御堂関白記』では「管絃」という表記が最も多く、『殿暦』には「御遊」「管絃」という表記が同程度の割合で登場する。『御堂関白記』『殿暦』には「糸竹」という表記が全くないが、『後二条師通記』では三種類の表記が同じくらいの割合で使用されている。全体的に「糸竹」という表記は少なく、この言葉は何か特定の行事を指すものではなく、楽器演奏をする場を示す補助的な用語として用いられていると見ていいであろう。時期によっても立場によってもそれぞれの言葉の使用頻度に差があるが、全体としては時代が下るにしたがって「御遊」という言葉の登場回数が増加する傾向がみられる。

この結果は言葉の使用頻度のみ注目して出した単純なものであるが、これをひとつの目安として、それぞれの記録の内容をもとに「御遊」の性格を検討していこう。その際、宮廷音楽の中で御遊がどのような性格を持っていたのかを探るため、「御遊」「管絃」などといった言葉に抛らず、日記に記された音楽関連の記事をすべて検討の対象としていく。

まずは、『中右記』の中でも比較的密度が濃く、音楽関連の記事も豊富な永長元年を例に挙げて検討していくことにする。『中右記』の永長元年の記事の中で、「御遊」という表記は7記事に登場するが、それらは全て和歌会の前に行われた管絃に関する記述である。ここでは比較のために、『中右記』と『後二条師通記』において、同じ行事に関する記述であるが音楽に関する表記が異なる記事を掲げてみよう。

天陰雨下、今夕於御前初有和歌、先兼日被出題、花契
千年、 人々參入之後、成
題、 出御晝御座、依召公卿
參入廣庇、兼敷管四座、參議
座相折知除日時、 大殿、関白殿、中宮大夫、師、左衛門督、公、左大将、忠、新中納言、經、
治部卿、通、江中納言、匡、中宮権大夫、能、右兵衛督、雅、皇太后宮権大夫、公
定、 左大弁、季、
召人、藏人參入、御遊物具等可取出者、藏人両三人、取置物御厨子管絃具等持參、堪管絃殿上人、
依召候篋子敷、右大弁基綱朝臣、下官、中將忠教朝臣、藏人少將宗輔、藏人式部丞宗仲、御遊召
左大将、等、 中宮大夫、和
琴、 皇太后宮権大夫、和
子、 藏人少將宗輔、笙、 右大弁基綱、琵琶、 下官、

付歌、宗仲、笛、呂、安名尊、此殿、席田、鳥破急、賀殿急、律、伊勢海、萬歳楽、廻忽、此間召
円座一枚、切燈臺、藏人

〔『中右記』永長元年3月11日条〕

雨降、参内、已及秉燭、敷菅円座於廣廂、自餘如常、御座左右燈臺立、公卿着座、本自置物御厨
子、糸竹具等藏人取出、堪管絃之人各置前云々、切燈臺立晝御座、硯蓋置長押子端、敷長押^子下
円座一枚、次第置之、講師右大弁基綱歌講畢、御製治部卿講之、事訖子剋上達部分散、余退出、

〔『後二条師通記』永長元年3月11日条〕

清涼殿において行われた和歌管絃の御会の記事である。この日の和歌管絃会に関する記述は『御遊抄』にも抄出されており、『御遊抄』では「中殿御会」の項目に収められている。『後二条師通記』では「御遊」という表記はされておらず、管絃自体の記述も簡素でそれほど重要視されていないという印象を受ける。演奏の際に使用される楽器について、『後二条師通記』では「糸竹具」とあるが、『中右記』には「御遊物具」「管絃具」などと表記されており、統一されていない。この和歌会の記事に限らず、この時期の「管絃」「糸竹」「御遊」という言葉はそれぞれ特定の概念をもってはおらず、記主によって種々の使われ方がなされている。

同様の性格を持っていると思われる和歌管絃会に関する記述が『中右記』寛治6年4月12日条にある。女御篤子内親王方において和歌管絃の興があり、宗忠は物忌中であつたが師実の命で参仕した。殿上人が10数人集い、天皇も簾中で様子を見ているが、「管絃」「遊興」とあり、正式な行事ではないことがうかがえる。しかし、宗忠が師実の命で参仕していることから、女御方での遊興ではあつても「殿下」の影響下にあつたことがわかる。この日の『後二条師通記』の記事には、陣定に関する記述はあるが、和歌管絃についての記述がないことから、この和歌管絃の興は私的な催しであつたことがわかる。ここでの「遊興」という表記と、先ほどの永長元年の記事での「御遊」という表記は、ほぼ同じ意味で使用されているとみていいであろう。

次に臨時客の際の音楽について検討しよう。臨時客は『御遊抄』の項目にもなっているが、『中右記』では臨時客の際の音楽は「御遊」と表記されていない年の方が多い。『中右記』の記述では、永長元年正月3日の臨時客の際の音楽は、「淵酔」「催馬楽」「散楽」「朗詠」とあり、「中宮大夫初被取拍子也」「予依殿下仰、時々付歌」とあるのみで、楽器演奏に関する記述はない。この日、関白師通第と大殿師実第においてそれぞれ臨時客が行われた後、殿上人たちは揃って参内している。師通の二条殿における臨時客では歌（催馬楽）・朗詠は三献と四献の間に行われており、師実第においても三献の後に催馬楽が行われている。その後、殿上では淵酔があり、三献の後に催馬楽・散楽・朗詠が行われている。それぞれの場で行われた催馬楽・朗詠などに関してであるが、寛治6年正月2日の殿下三条殿での臨時客の際にも四献と五献の間に「此間皇太后宮権大夫、持笏取拍子、歌催馬楽、安名尊、席田、青柳、民部卿朗詠、」とあることか

ら、これは酒宴の席での余興ではなく式次第の一つであるといっている。いずれの年も拍子役の人名を記すのみであるから、臨時客の際は催馬楽・朗詠・散楽・淵酔などの歌謡のみで、楽器の演奏は行われないことがわかる。『中右記』では寛治2年、同3年の記事で「有御遊」という表記が使われているので、合奏形態ではないこのような音楽も「御遊」と呼んでいたことがわかるが、それ以降の年の臨時客に関しては、「催馬楽」「朗詠」などといった具体的な表記となり「御遊」という表記は使われなくなっている。

『後二条師通記』においても同様に、寛治2年、同3年の臨時客の際は「御遊」という表記が見えるが、それ以外の年の臨時客に関しては「御遊」という表記は使われていない。その理由はおそらく主催者の違いであろう。『後二条師通記』に「有御遊事、畢殿下還三条殿給之」「有御遊事云々、戌剋^許罷出之、」とあることからわかるように、寛治2年正月2日、寛治3年正月3日の臨時客はそれぞれ「院齋宮御方」「院御方」における臨時客である。それ以外の年の臨時客は「殿下」または「大殿」における臨時客である。つまり、同じ「臨時客」という行事の際の音楽であっても、主催者が摂関や大臣である場合は「御遊」とは呼ばれていないのである。そうであれば、この時期における「御遊」という言葉は、儀式の後に行われる管絃会の名称として使用されているのではなく、単に音楽という意味で使われる「遊」という言葉に尊敬の意を表す「御」を付けたという文字通りの意味合いをもっていたと考えられる。

以上のように、平安期における「御遊」という言葉は、後世のような儀式を指す言葉としての明確な概念を持ってはおらず、したがって平安期の御遊を考察するにあたっては中世以降の御遊の概念を持ち込むべきではないといえることができる。だが一方で、後世の御遊へと繋がる公的な儀式は確かに存在し、他の音楽行事とは区別されていたことも事実である。『御遊抄』において細分化されたそれぞれの儀式は、同時期に発生し同様に発展していったのであろうか。それともそれぞれ別個の道を辿り発展していったのであろうか。

次章では、院政期に至るまでに、儀式としての御遊がどのような性格であったのかを検討するため、発生初期段階にあたる平安中期の御遊について考察していくことにする。

II. 平安中期における儀式としての御遊

前章で検討したように、御遊は、同じ院政期であっても会によって様々な性格を持っていた。中世以降の概念では、御遊は種々の儀式に付属した天皇または院主催の公的な楽会を指し、政治的色彩の濃い儀礼的な行事であったことは多くの論稿で明らかにされている²³。しかし、御遊のそのような性格はいくつかの変遷を経た上で形成されたものであり、したがって院政期に至るまでの御遊は、それが儀礼的な性格を有するものであっても中世以降の御遊の概念をそのまま当てはめることはできない。

荻氏は御遊における演奏者と楽器編成の変遷を、「演奏者については、およそ10世紀には天皇・親王などの皇族や大臣などの参議以上の高位者が主に行っているのに対し、それ以後には殿上人が広く参加するようになっている。楽器に関しては、11世紀初頭まではその数も少なく、長元9年の大嘗祭

巳日節会の御遊以後には、ほぼ一定した楽器編成をもってなされている」とまとめている²⁴。それを受けて石原比伊呂氏は、「元々娯楽として普及した雅楽及び御遊は、10世紀を画期にして定式化され、私的な遊びからより公的な要素を備えて儀礼の一部となったと言えそうである」と述べている。

しかし、荻氏が作成した「平安中期における御遊の所作人とその使用楽器」一覧は、『御遊抄』のみに拠っており、これのみを根拠として正確な御遊の変遷を捉えることはできない。また、石原氏は10世紀の御遊が私的な娯楽の域を出ていないとしているが、その根拠とする史料は、『河海抄』に抄出された『醍醐天皇日記』『村上天皇日記』の中の、参賀の後の記事、親王元服の後の記事であり、『小右記』の時代、つまり摂関政治全盛期の時期においても、「御遊」には公的なものと私的なものがあることから、その二つのみで10世紀の管絃会の性格を語ることはできないであろう。

ここで、『小右記』に記載された音楽記事のうち、後世、御遊と呼ばれる行事と同様の性格を持っていると思われる管絃の興に関する記事をいくつか見てみよう。藤原実資の日記である『小右記』は、982～1032年までの記事が現存しており、平安中期の宮廷音楽に関して比較的充実した量を得ることができる史料である。

前章の冒頭で述べたように、荻氏は『御遊抄』の記事をもとに、御遊では管絃と歌物のみが奏され、舞楽は含まれなかったと推察している。確かに、院政期の記録を概観しても御遊において舞が舞われたという記述は確認できないが、『小右記』寛和元年正月9日条には「有御遊事、中清朝臣舞龍王、」とある。『小右記』にはこれ以外にも同様の記述がみられ、平安中期には御遊で舞楽が行われたことが知れる。

また、『小右記』永観2年11月6日条には「参院、次参内、候宿、傳聞、去夜有御遊之事云々、」とある。御遊が行われたことを実資は翌日になって伝聞で知っていることから、この際の御遊は公的なものではないと思われる。

以上のような例からみても、編纂物を中心とした分析では御遊の正確な実態を捉えることは難しいと言わざるを得ない。

永祚元年2月23日、藤原道隆は内大臣に任じられ、その日、任大臣節会の大饗が道隆第で行われた。『小右記』には、「今夜召伶人有管絃」とあり、殿上人による管絃は行われていない。「任大臣」節会は『御遊抄』の項目になっている行事であり、院政期には既に殿上人による管絃が行われていることが確認できる²⁵。しかし、平安中期、少なくとも藤原兼家・道隆が摂関であった時期にはまだそれが恒例ではなかったと推察できる。これと関連して、これより少し後の時期のことであるが、節会・行事の際の管絃に関してそれを開催するか否かが検討されている例を2つ掲げてみよう。

今日産養左府所營、或卿相云、可有絲竹興云々、余答云、延長兩度例無管絃、又凡人産間無絲竹興、示案内於大夫、齋信、頗有諾氣、殊又召諸卿簾前如何、今日申日可有思慮歟、大夫傳談左府、々々、諾矣、仍無管絃興、

〔『小右記』寛弘5年9月15日条〕

これは、一条天皇の皇后彰子が出産した敦成親王（後一条）のために、藤原道長が五夜御産養を行った際の記事である。管絃をするべきかどうかを実資は公卿たちに尋ねられているが、結局この日を含め、七夜・九夜にも管絃は行われていない²⁶。「凡人産間無絲竹興」とあることから、これ以前には産養の際に管絃を行う習慣がなかったと推察できる。『御遊抄』における御産御遊の最も古い記事は万寿3年の中宮御産五夜の際の「糸竹」であるが、御産御遊の萌芽をこの寛弘5年の産養の記事に見ることができよう。この敦成親王の産養では結局殿上人による管絃はなされなかったが、次に掲げる記事は、明らかに御書始の際の御遊の初例と認めることができる。

左大臣云、可有管絃歟、九条殿御記云、可有権限、而有事憚、無其事由被記也、如何者、諸卿不陳左右、大夫齊信卿云、然者可召遣伶人歟、予云、度々御書始有管絃乎如何、丞相云、無所見、前例無絃管、今初被行如何、相府許諾、

〔『小右記』長和3年11月28日条〕

東宮敦成の御書始の儀に際し、管絃をするべきかどうか道長が諸卿に尋ねている記事である。この記事から、東宮の御書始において管絃を行う前例がそれまでなかったことがわかる。御書始は『御遊抄』の項目でもあり、後世では御遊を行う場として定着している。『御遊抄』に収められている御書始の際の御遊は、建久元年、宝治2年、建長7年の3記事のみであるが、その初例がここに見られる。

これらの記事のように、道長はよく管絃の興の開催に関する諮問を公卿たちにしており、院政期には殿上人による管絃が行われることが一般的となっている行事であっても、この時期はまだ恒例行事として定着していないものがあることがわかる。平安中期、種々の行事の際に摂関たちによって積極的に開催された管絃会が、後に御遊と呼ばれる儀式へと発展していったと捉えることができよう。

その一方で、平安中期には既に定着している管絃会もみられる。寛和元年正月10日には、後涼殿南壺に雪山を作り、作文を行うという興があったが、その際「絲竹合音、間奏朗詠」が行われた²⁷。この「糸竹」の興は、『御遊抄』で「臨時御会」に分類されている院政期の和歌管絃会と、同様の性格をもっているといえる。

さらに『小右記』には、「今日御遊又依何事乎、是御衰日猶可被忌避歟云々、」²⁸「今日此院御忌月而有御遊如何」²⁹「依新制饗録停止、若有御遊、可賜御衣上達部歟者、」³⁰というような御遊の次第に対する疑問や、時に非難めいた言葉が記されている。以上いくつかの記事を掲げたが、それらを総合すると、この時期の御遊は儀式としては流動的であり、厳格な儀礼のもとで行われていたわけではないことがうかがえる。

以上、『小右記』に記された管絃会を一覧し、院政期以降、御遊と呼ばれることになる儀式のいくつかの萌芽が平安中期に認められると述べてきた。平安中期にはまだ発展途上であった御遊という儀式

が、院政期に院のもとでどのように展開されていくのであろうか。宮廷行事には音楽的な要素を持つ儀式が御遊以外にも様々な種類があるが、その中で御遊は他の音楽的な儀式とどのような違いがあったのであろうか。同時期に行われていた他の儀式と比較することで、院政期における御遊の性格をさらに検討していきたい。

Ⅲ. 院政期における御遊の様相

平安中期には、「御遊」という言葉の概念は不安定であり儀式としての御遊も流動的であったと述べてきた。では院政期において「御遊」とはどのようなものを指していたのであろうか。言葉としての「御遊」はどのような概念を持ち、公的な行事としての御遊はどのような儀式であったのか、という二つの観点から院政期の御遊について論述していこう。

院政期における御遊の様相を把握する上で興味深い行事のひとつに算賀がある。『中右記』ならびに『殿暦』に、康和4年3月に行われた白河院の五十の算賀に関する詳細な記述があるので、それを例に挙げて検討していくことにする。

この算賀は、当日のほかに、試楽、後宴に関する記述もあり、いずれも大々的な行事であることが二つの記録からうかがえる。

下表は御賀試楽と御賀ならびにそれぞれの日に行われた御遊での楽器演奏者一覧である。

表 白河院五十の御賀ならびに当日の御遊での演奏者

(典拠/『中右記』)

日・儀式 人名	3・9 御賀試楽	3・9 御遊	3・18 御賀	3・18 御遊
藤原原忠	笙	拍子		拍子
藤原宗通	笛	笛		
源俊頼	箏	箏	大鼓	箏
源基綱	琵琶	琵琶		琵琶
源有賢	笙・唱歌	和琴	笙・太鼓	
藤原忠教	笛			笛
藤原宗輔	笛	笛		
藤原忠実	箏	箏		箏
藤原長実	笛		笛	
源頭仲	笙	笙	笙	笙
藤原兼実	鞆鼓		鞆鼓	

月日・儀式 人名	3・9 御賀試楽	3・9 御遊	3・18 御賀	3・18 御遊
藤原敦兼	箏		箏	
藤原家保(右衛門佐)	笙	笙	笙	
藤原家保(越前守)	笛		笛	
藤原経忠	箏		箏	
藤原信通	笛			
藤原宗能	大鼓			
藤原実行	鉦鼓		鉦鼓	
藤原雅兼	鉦鼓		鉦鼓	
藤原実明			指鼓	
源実明			三鼓	
堀河天皇				笛

『中右記』によると、3月9日の御賀試楽では、19人の殿上人が楽人として参加しており、使用された楽器は笙、笛、箏、箏、琵琶、箏、鞆鼓、大鼓、鉦鼓である。そのほか、地下楽人たちも多く参加しており、御遊とは違った大人数による合奏であることがうかがえる。殿上人楽人の中には、普段御遊で楽器を所作することのない人物も多く含まれ、御遊では使用されない楽器も登場している。また、「侍従信通」の名が笛の演奏者の中にあるが、藤原信通は鳥羽天皇の御笛師³¹であり、天仁元年から保安元年に没するまでの12年間にわたりほとんどの御遊で笛を所作している人物である。このとき信通は12歳であり、まだ御遊の所作人ではないが、行事の際の管絃の演奏者としてはすでに活躍していたことがわかる。3月18日の御賀当日も同様に殿上人や地下楽人たちによる種々の楽舞が行われている。『中右記』には楽に参加した殿上人の名は13人が記され、楽器は笙・笛・箏・大鼓・鞆鼓・鉦鼓・揩鼓・三鼓・太鼓が記されている。

御賀試楽の日と御賀当日にはそれぞれ御遊が行われており、両日の御遊は『御遊抄』にも抄出されている。これらは、所作人、曲目などが詳細に記されていることから、公的な儀式の一部であるといえる。9日の御遊は『中右記』によると給禄の最中に楽が奏されているが、この日に限らず『中右記』の様々な箇所にも「無拝并禄御遊等、」³²などの表記がみられるように、御遊と給禄はセットになっていることが多い。また、試楽の場では笙を担当していた源有賢が御遊の場では和琴を所作しており、18日においても、御賀の際には楽人の列に列していない宗忠や忠教、忠実、基綱が、その後の御遊ではそれぞれ拍子・笛・箏・琵琶を所作しているなど、御遊の特殊性がうかがえる。

院政期の宮廷音楽には種々の楽器による大人数編成の合奏という形態がある一方で、極めて少人数編成である御遊という形態があり、御遊と他の音楽行事では活躍している人物や楽器が必ずしも重なるわけではないことがわかる。つまり、御遊は宮廷音楽の中でも明らかに特殊な性格を持った管絃会として既に定着していたのである。

康和4年に行われた御賀試楽ならびに御賀当日の際の御遊は公的な儀式と考えられるが、ではこの時期は「御遊」といえば全て公的な性格を有する儀式を指していたのであろうか。先程の白河院の御賀は3月18日に行われたのであるが、『中右記』によると、それまでの2ヶ月間で堀河天皇による「御賀舞御覧」が9回行われている。そのうち正月17日、2月12日には「御遊」が行われているが、それは「事畢終夜御遊、中宮同御此対也、御賀舞習練之間、如此習礼毎日常之事也³³」とあるように、舞の練習が行われている期間に夜通し行われていることが分かる。また、「人々多直衣」とあるので、正式な行事ではないであろう。これらは、儀式や行事に付随した音楽会というよりも、遊興という意味で「御遊」という言葉を使っていると考えられる例である。

また、『殿暦』ならびに『中右記』には、御賀翌日である3月19日にも管絃に関する記事が見られる。『殿暦』によると、この日は本来御賀の後宴であったが天皇の物忌によって延期になったようである。しかし中宮方において乗船の興が行われ、その後管絃が行われている。この管絃について、『殿暦』では「御遊」と表現されているが『中右記』では「絲竹興」と表現されており、忠実と宗忠とで御遊

の概念が微妙に異なっていたことが分かったと共に、人々の服装が直衣であることからこれが公的な儀式ではなかったといえることができる。

さらに、延期になった御賀の後宴は翌20日に催され、そこでも船楽、舞楽、童舞に続いて「御遊」が行われている³⁴。この際の御遊は行事の後に行われ、例の如く「給祿」も行われていることから、公的な儀式であると考えられる。しかし『中右記』には、この時の「御遊」では地下楽人を召して笛を奏させたことは記されているが、殿上人が管絃を所作したという記述はない。試楽や当日の記事では御賀の際の管絃の所作人もその後の御遊の所作人の名も詳細に記されており、後宴の日の船楽では管絃に参加した殿上人の名が多く記されていることから、後宴の際の御遊の所作人のみが省略されているとは考えづらい。この際の「御遊」では地下楽人のみが楽を奏したと考えるべきであろう。そうであれば、殿上人による管絃ではなくとも「御遊」と表記していることになる。

つまり、「御遊」という言葉の概念が不安定であった平安中期以前の名残が、御遊が成熟したと考えられている院政期においてもいまだみられるのである。儀式としての御遊の性格と、言葉としての「御遊」の概念は、院政期においてもやはり切り離して考察すべきなのである。御遊の性質を論じた諸論稿において、この点を踏まえて考察が行われたものはなく、院政期における御遊の定義が曖昧になってしまう理由はここにあるのである。

では、「御遊」という言葉が、儀礼的な行事の名称として明確に認識されるのはいつごろであろうか。その点に関して検討していきたいが、『御遊抄』に抄出されているような音楽行事は、後世、既に御遊という概念が明確になっている時期に御遊と認識されたものばかりであるので、それに類する音楽行事ばかりを追ってはいは限界がある。むしろ、「御遊」と表記されてはいても、『御遊抄』に抄出されているような音楽行事とは性格の異なる行事に目を向けるべきであろう。そうした観点から、以下の記事を見てみよう。

晩頭参殿下、次参内、入夜乞巧奠前有小御遊、宰相中将^皇、殿上人五六人候之、暁天事了、誠感二星之佳会、長祈万歳之宝算、

これは『中右記』長治元年7月7日条の記事である。乞巧奠の前に「御遊」が行われているが、単なる「御遊」ではなく「小御遊」と表記され、曲目、担当楽器など具体的な記述はない。天皇を囲んでささやかな音楽を楽しんでいるという印象である。候じている殿上人も宰相中将藤原忠教など5・6人と少人数であり、これらは常に近侍している人々であろう。儀礼的なものではなく遊興的な催しであったことがうかがえる。また、「小御遊」と似た表現に「雑御遊」というものがあるので挙げておこう。

上皇暁還御、終日候御前、今夕又宿侍、於黒戸方終夜有雑御遊、神楽・風俗・雑芸・朗詠、皆盡

音曲、源中納言并殿上人五六人、終夜候宸遊也、

これは『中右記』長治元年11月12日条の記事であるが、この日は、「風俗」「雑芸」など、通常の御遊ではみられない様々な芸能が行われている。ここでも源国信など5・6人が候じており、側近のみを召して行われた遊興であることがわかる。

このように長治元年頃から、単なる「御遊」という表記以外に、「小御遊」「雑御遊」といった表記がみられるようになる。これらは皆、遊興という意味で使われていると考えていいであろう。「御遊」という言葉の本来の意味は天皇・院が催す遊興であるが、そのような性格の催しが「小御遊」「雑御遊」と表現されるようになったということは、この時期にはすでに御遊というものが儀礼的な行事として他の音楽行事とは明確に区別されるようになったということである。ここに「御遊」という言葉の持つ概念の変化を見ることができる。

長治元年前後というのは、藤原師通・師実が相次いで没し、新たに藤氏長者となった忠実が関白に就任できず内覧にとどまっていた時期である。摂関不在の間隙について院の政治的発言力が増大したという指摘があるが³⁵、この時期に御遊が一つの儀礼的な行事を指す名称として意識されるようになったのは偶然ではないであろう。白河院が藤氏長者を従属させることで政権への関与を深め、一方成人した堀河天皇は親政志向を強めていくという政治状況の中で、皇権の増大に従って天皇・院の主権する御遊が権威ある儀式として成熟していったことが、「御遊」という言葉の概念にも影響を及ぼしたと理解できる。

おわりに

平安時代中期および後期に記録された日記類をもとに、「御遊」という言葉の概念と、儀式としての御遊の性格を検討し、「御遊」という言葉の概念の変化を知ることができた。しかしこの変化は、「天皇や院が主催する管絃の遊興」などという大まかな概念で使用されていたものが、明確に儀式名を指す言葉として使用されることになったという変化である。これは、あくまで言葉の概念としての変化であり、この変化以降、御遊として認識されるようになった儀式そのものの変化とは区別する必要がある。その一方で、言葉の概念の変遷と、儀式そのものの性格の変遷とは密接に関連しているであろうということも当然考慮にいれるべきである。

「御遊」と称される音楽会のひとつが公的な性格を帯びるようになったのは醍醐朝の頃であり、院政期においては濃厚に政治の影響を受けるようになった。それが中世においても一貫して政治の影響下に置かれたことは種々の論稿が解明しているとおりである。「御遊」という言葉やその性格の変遷を考慮するならば、御遊の発祥を仁明朝に遡らせることも可能とする荻氏の説は妥当であるが、後世の御遊へと繋がる音楽会が公的な性格を有するようになった時期を御遊の成立期とすることには疑問が

残る。「御遊」という言葉が定着した平安中期以降においても、公的なものに限らず私的な音楽会を「御遊」と表現する例が見られ、院政期以前においては御遊の概念が明確ではなかったことがわかるからである。御遊は平安中期から院政期にかけて徐々に公的な性格を有するようになったと捉えるべきであり、御遊の成立時期を特定の時期に絞ることはできないといってよい。

院政期における「御遊」は、ある時は私的な遊興を指し、ある時は公的な儀式に付随する儀礼を指すなど、言葉としての概念は明確に定まってはいるが、「御遊」の中でも特に儀礼的な側面を持つものが同時期の他の音楽行事とは異なる特殊な儀式として定着していたことは確かである。

白河院の五十の御賀に関連する記事を例に挙げ、他の音楽行事において楽人として活躍している殿上人であっても、御遊で楽器を所作することのなかった人物もいれば、逆に御遊の所作人ではあっても他の音楽行事で必ずしも楽器を演奏していたわけではない人物もいることを述べたが、少人数編成という御遊の形態の中、狭き門である御遊の所作人にはどのような人物が選ばれていたのであろうか。院政期における御遊と政治との関わりを明確にするためには、御遊の所作人をさらに詳細に分析する必要がある。また、本稿では院政期以前、院政期以後の時代と区別するために院政期を一括りにして扱ったが、院政期の中でも白河院政・鳥羽院政・後白河院政はそれぞれ異なった政治的背景を持ち、御遊においてもそれぞれ独自の様相を呈していることが考えられる。紙幅に限りがあるため本稿では御遊の所作人とそれぞれの院政との関連については十分な考察に至らなかったが、この点に関しては後の論稿に期したい。

註

¹ 平安初期の楽制に関する論稿として、田辺尚雄『日本音楽史』（東京電機大学出版局、1963年）、林屋辰三郎『中世芸能史の研究』（岩波書店、1960年）、林謙三「信西古楽図と平安初期の楽制について」（『雅楽界』第48号、1968年）、井浦芳信「舞楽二分法の形成」（『東京大学教養学部人文科学科紀要 国文学・漢文学Ⅷ』1962年、第26）、萩美津夫「雅楽」（『岩波講座 日本の音アジアの音』岩波書店、1988年）、植木行宣『日本芸能史 1』（芸能史研究会編、法政大学出版局、1981年）、植木氏『日本古代音楽史論』（吉川弘文館、1977年）、有吉恭子「楽所の成立と展開」（『史窓』29、1971年）などがある。

楽制改革という言葉は初めて用いたのは田辺氏であるが、氏は楽制の改革の内容を、楽器編成法の改革、舞楽演奏の形式、舞楽曲形式の完備、音階の変革、新曲の作成・伝来中絶の復元・伝来曲の改作の五つに整理し、これらは嵯峨朝から仁明朝前後に嵯峨天皇（上皇）の主導で行われたと述べている。

林屋氏、林氏、井浦氏は雅楽の主要な制度である左右両部制に焦点をあて、その成立時期を種々の面から検討している。林屋氏は衛府官人の楽奏の史料から上限を光仁10年（819）、下限を天長10年（833）においている。林氏は嘉祥元年（848）の段階で依然として雅楽寮の中に唐楽生・高麗楽生・百濟楽生・新羅楽生が存在することなどから林屋説を批判し、左右両部制の成立までには様々な過程があったとしている。氏は、貞観3年（861）に東大寺で行われた大仏開眼供養会において、左方に高麗楽・林邑楽の楽屋が置かれ、右方に唐楽の楽屋が置かれており、左右両部制の分類とは逆転しているところから、左右両部制の成立時期を貞観三年の御頭供養会以後に考えている。井浦氏は左右両部制の問題を段階的に捉えられることによって細かく分析し、左方・右方の舞楽二分法成立の問題として考えている。氏は、村上天皇天曆年間に楽所が成立し、雅楽寮と近衛府以下の舞楽関係者の勢力交代に伴って二分法が成就していき、左方・右方や番舞が成立し、一条天皇までの間に左右の「一者」も定められ、同制度は完成したと説いている。

萩氏は、「田辺氏の説いた楽制の改革は、仁明天皇頃あるいは嵯峨天皇から仁明天皇前後に行われたとされ、現

在では定説のようにになっているが、嵯峨・仁明期に楽制の改革が行われたという確実な史料はない」と述べ、楽制の改革は仁明朝を出発点として、一世紀から一世紀半までの間に徐々になされていったと主張している。

種々の研究から、雅楽の日本化は主に仁明朝に行われたという見方が一般的であるが、改革を裏付けるような史料が不十分であることから、その詳細な姿にアプローチすることは困難であるといえる。

2 雅楽の政治史的観点からの研究は、近年、坂本麻実子氏、豊永聡美氏、相馬万里子氏などにより、活気を帯び始めた。

坂本氏の論稿には、「十五世紀の雅楽界」1～9（『MLAJ NEWSLETTER』6-2～7-6、音楽図書館協議会、1984～1986年）、「天皇と宮廷音楽生活—文学作品にあらわれた平安時代の音楽場面をたどって—」（『季刊 邦楽』49、1986年）、「十五世紀の宮廷雅楽と綾小路有俊」（『東洋音楽研究』第51号、1987年）、「十五世紀における御遊」お茶の水女子大学『人間文化研究年報』第14号、1990年）、「足利義満と笙」（『日本の音の文化』第一書房、1994年）、「応仁の乱後の天皇家の雅楽」（『桐朋学園大学研究年報』第20集、1994年）、「戦国時代の御遊」（『桐朋学園大学研究年報』第23集、1997年）などがあり、足利氏と雅楽の関係などが明らかにされている。

相馬氏の論稿には「『代々琵琶秘曲御伝授事』とその前後—持明院統天皇の琵琶」（『書陵部紀要』36、1984年）、「琵琶の時代から笙の時代へ—中世の天皇と音楽」（『書陵部紀要』49、1998年）などがあり、天皇家と雅楽の関係が考察されている。

ほかに、宮廷音楽に関する論稿としては以下のものがある。三島暁子「豊原縁秋考—室町中・後期楽人の一断面」（『武蔵大学人文学会雑誌』第29巻1・2号、1997年）、高橋秀樹「家と芸能—『琵琶の家』西園寺家をめぐって」（『芸能の中世』吉川弘文館、2000年）、鶴崎裕雄「『二水記』に見る管絃御遊—古代文化の継承と変容」（中世公家日記研究会編『戦国期公家社会の諸様相』和泉書院、1992年）、細川涼一「小督説話と王権—中世王権と音楽—」（別冊芸芸『天皇制〈歴史・王権・大嘗祭〉』河出書房新社、1990年）、村田正志「後村上天皇の琵琶秘曲相伝の史実」（『村田正志著作集』第2巻第2章第4節、思文閣出版、1983年）、笹本正治『中世の音・近世の音—鐘の音の結ぶ世界』（名著出版会、1990年）など。

3 豊永聡美『中世の天皇と音楽』（吉川弘文館、2006年）。

4 院政期以降、御遊はその他の宮廷音楽と比べ、時の政治状況の影響を濃厚に受けるようになったと指摘する論考はいくつもあるが、いずれも何故御遊の場が政治的なステータスシンボルとなり得たのかについては言及していない。院政期における御遊の性格は政治史的観点から解明する必要がある、それに関しては別稿を予定している。

5 『群書類従』第467。

6 荻美津夫「平安中末期における音楽文化の展開」（『日本古代史論考』佐伯有清編、吉川弘文館、1980年）。

7 石原比伊呂「家業としての雅楽と御遊」（『史友』第34号、青山学院大学史学会、2002年）。

8 家永三郎「御遊の成立とその文化史的意義」（『歴史地理』79-4、1942年）。

9 豊永聡美「平安時代における天皇と音楽」（『東京音楽大学研究紀要』25、2001年）。

10 荻美津夫『日本古代音楽史論』（吉川弘文館、1977年）。

11 荻『中世古代音楽史の研究』（吉川弘文館、2007年）。

12 豊永聡美「鎌倉期以前における天皇と音楽」（前掲註3 豊永著書）。

13 前掲註7 家永論文。

14 前掲註11 荻著書。

15 磯水絵「公家と地下楽家における音楽伝承」（『説話と音楽伝承』和泉書院、2000年）。

16 『続群書類従』第527。

17 『御遊抄』は室町時代に編纂された書物であり、さまざまな記録から御遊に関する記事を抄出・編集し、御遊を十五の儀式に分類している。『御遊抄』がそれ以前の時代における御遊の実態をどの程度正確に記載しているかについては慎重に分析する必要がある、この点に関しては別稿を予定している。

18 『大日本古記録』（東京大学史料編纂所編、岩波書店、1971年）。

19 『増補史料大成』9-15（増補史料大成刊行会編、臨川書店、1980年）。

20 『大日本古記録』第1（上・中／東京大学史料編纂所・陽明文庫共編、岩波書店、1952-1953年、下／東京大学史料編纂所編、岩波書店、1954年）。

21 『大日本古記録』第7（東京大学史料編纂所編、岩波書店、1956-1958年）。

22 『大日本古記録』第12（東京大学史料編纂所編、岩波書店、1960-1968年）。

23 中世の御遊と政治との関わりについての論稿として、石原比伊呂（前掲註6 論文）、坂本麻実子氏の諸論稿（前掲註2）、相馬万里子氏の諸論稿（同）などがある。

-
- 24 前掲註11荻著書。
- 25 『中右記』寛治2年12月14日条、同康和4年正月20日条など。
- 26 『小右記』寛弘5年9月17日条、同19日条。
- 27 『小右記』寛和元年正月10日条。
- 28 『小右記』永祚元年10月10日条。
- 29 『小右記』正暦4年正月3日条。
- 30 『小右記』長保元年8月18日条。
- 31 「中世における天皇と音楽—御師について—」上（『東京音楽大学研究紀要』18、1994年）。
- 32 『中右記』寛治5年正月23、24日条。
- 33 『中右記』康和4年2月12日条。
- 34 『中右記』康和4年3月20日条。
- 35 元木泰雄「治天の君の成立」（『院政期政治史研究』、思文閣出版、1996年）。
